

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保有個人情報の開示決定及び開示しない旨の決定	
根拠法令等及び条項	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第76条から第89条まで	
所 管 課 等 名	総務部総務課	
標準処理期間 (未設定の場合は、その理由)	<p>【根拠規定：個人情報保護法第83条及び第84条並びに焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条及び第6条】</p> <p>請求があった日の翌日から起算して14日以内とする（請求書の補正に要した日数は含まないものとする。）。</p> <p>ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り期間を延長することができる。また、請求に係る保有個人情報が著しく大量であり、請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うこととすることができる。</p>	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
審 査 基 準	関係条項	個人情報保護法第78条から第81条まで
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
	参考事項	<p>1 請求権者の範囲 何人も請求することができる。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人委任による代理人は、本人に代わって請求することができる。</p> <p>2 開示請求することができる個人情報 職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、市の機関の職員が組織的に利用するものとして、市の機関が保有しているもの。ただし、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該市の機関が組織的に用いるものとして保有しているものに記録されているものに限る。</p> <p>3 その他 その他の審査基準については、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）による。</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保有個人情報の訂正決定及び訂正しない旨の決定
根拠法令等及び条項		個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 90 条から第 97 条まで
所 管 課 等 名		総務部総務課
標準処理期間 (未設定の場合は、その理由)		【根拠規定：個人情報保護法第 94 条及び第 95 条】 請求があった日の翌日から起算して 30 日以内とする（請求書の補正に要した日数は含まないものとする。）。 ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 30 日以内に限り期間を延長することができる。また、訂正決定等に特に長期間を要する場合には、相当の期間内に訂正決定等を行う。
		設定等年月日 令和 5 年 4 月 1 日設定
審 査 基 準	関 係 条 項	個人情報保護法第 90 条から第 92 条まで
	設 定 等 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日設定
	参 考 事 項	<p>1 請求権者の範囲 何人も請求することができる。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人委任による代理人は、本人に代わって請求することができる。</p> <p>2 訂正請求をすることができる個人情報 次のいずれかの保有個人情報につき訂正請求をすることができる。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 他の法令の規定により開示を受けた保有個人情報</p> <p>3 訂正請求の期限 訂正請求は、上記 2 の開示を受けた日の翌日から起算して 90 日以内にしなければならない。</p> <p>4 その他 その他の審査基準については、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）による。</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保有個人情報の利用停止決定及び利用停止をしない旨の決定	
根拠法令等及び条項	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第98条から第103条まで	
所 管 課 等 名	総務部総務課	
標準処理期間 (未設定の場合は、 その理由)	【根拠規定：個人情報保護法第102条及び第103条】 請求があった日の翌日から起算して30日以内とする（請求書の補正に要した日数は含まないものとする。）。 ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り期間を延長することができる。また、利用停止決定等に特に長期間を要する場合には、相当の期間内に利用停止決定等を行う。	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
審 査 基 準	関 係 条 項	個人情報保護法第98条から第100条まで
	設 定 等 年 月 日	令和5年4月1日設定
	参 考 事 項	<p>1 請求権者の範囲及び利用停止請求をすることができる場合</p> <p>何人も自己を本人とする保有個人情報が次に掲げる場合に該当するときは、利用停止請求することができる。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人委任による代理人は、本人に代わって請求することができる。</p> <p>(1) 個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき。（利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき）</p> <p>(2) 個人情報保護法第63条の規定に違反して取り扱われているとき。（不適正な方法による利用がされているとき）</p> <p>(3) 個人情報保護法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき。（偽りその他不正な手段により取得されたとき）</p> <p>(4) 個人情報保護法第69条第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。（違法な目的外利用がされているとき）</p> <p>(5) 個人情報保護法第69条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき。（違法な目的外提供がされているとき）</p>

		<p>2 利用停止請求をすることができる個人情報 次のいずれかの保有個人情報につき利用停止請求をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(2) 他の法令の規定により開示を受けた保有個人情報 <p>3 利用停止請求の期限 利用停止請求は、上記2の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。</p> <p>4 その他 その他の審査基準については、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）による。</p>
--	--	--